

精密検査実施医療機関登録制度について

長崎県においては、適切な精密検査を県民が受けられるよう精密検査実施機関の登録制度を導入しています。

一定の要件を満たす医療機関から申請を受け付け、県の登録機関として県民へ公表することで、県民が適切な精密検査を受診しやすい体制の構築を目指しています。

これまで各がん委員会委員にご意見をいただき、実施要領及び実施要件を作成いたしました。

令和6年6月14日に医療機関向けの説明会で制度の周知を行い、令和6年7月から約2か月間、医療機関より登録申請を受け付けております。今後は、登録医療機関名簿の作成を行い、R6年度中に登録医療機関の公表を予定しています。また、R7年2月から2回目の申請受付を行いたいと考えています。